

令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分について

議案第4号 資料

かずさ水道広域連合企業団

1 処分の概要

令和3年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定により、利益処分は条例の規定又は議会の議決により行わなければならないことから、令和4年11月議会に諮るものである。

2 各事業体の未処分利益の状況

(単位：円)

	令和3年度末 未処分利益剰余金残高	現金の裏付けあり(1)		現金の裏付けなし(2)※	
			(内訳)		(内訳)
木更津市	929,084,338	288,644,432	令和3年度純利益 288,644,432	640,439,906	令和3年度使用分 建設改良積立金200,000,000 減債積立金440,439,906
君津市	341,825,526	341,825,526	令和2年度未処分分 (令和2年度純利益) 208,694,511 ----- 令和3年度純利益 133,131,015	0	—
富津市	274,457,765	274,457,765	令和2年度未処分分 (令和元年度純利益) 194,200,371 (令和2年度純利益) 64,452,096 ----- 令和3年度純利益 15,805,298	0	—
袖ヶ浦市	378,817,680	147,979,059	令和3年度純利益 147,979,059	230,838,621	令和3年度使用分 建設改良積立金60,000,000 減債積立金170,838,621
水道事業計	1,924,185,309	1,052,906,782	—	871,278,527	—
水道用水 供給事業	2,059,118,106	803,838,362	令和2年度未処分分 200,000,000 ----- 令和3年度純利益 603,838,362	1,255,279,744	令和3年度使用分 建設改良積立金368,276,202 減債積立金887,003,542

※現金の裏付けなしの未処分利益剰余金は、積立金（建設改良積立金・減債積立金）を既に支出して使用したものです。

3 処分案

(1) 現金の裏付けがあるもの

令和3年度の純利益や過年度から繰り越した繰越利益剰余金で、現金の裏付けがあるため、特定の目的を持った積立金に処分することができる。処分方法は、統合広域化の検討において、当面は各セグメントの実情に応じた処分を行うとしている。

	処分方法	処分の根拠
木更津市	288,644,432円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
君津市	341,825,526円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
富津市	274,457,765円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
袖ヶ浦市	147,979,059円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
水道用水供給事業	603,838,362円を減債積立金に積み立て、200,000,000円を未処分のまま繰り越す	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する また財政収支計画における次年度以降の純利益の推移を踏まえて、2億円を未処分のままとする

(2) 現金の裏付けがないもの

木更津市、袖ヶ浦市及び水道用水供給事業において、建設改良積立金及び減債積立金を使用した未処分利益剰余金が発生するが、これら現金の裏付けがない利益剰余金の処分は、資本に組み入れることが一般的とされていることから、従前どおり資本金に組み入れる。